

○財務省告示第三百二十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年九月二十日に発行した割引短期国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年十月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百九十六回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格

四 発行方法
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

十六	十五	十四	十三		十二				ロ		イ			
払込 期日	者入 札参 加	場所 支払	元金 支額	償還 金額		償還 期限	争入 札発	非価 格競	者・第 I	特別 参加	国債 市場	入札 発行	価格 競争	
平成 二十 五年 九月 二十 日	財務 大臣 から 通知 を受け た者	日本 銀行	額面 金額 百円 につき 百円	償還 金額 を支 払う。 その 翌營 業日 に	当た る時 きは 、そ の翌 營業 日に	ただ し、 償還 期が 銀行 休業 日に						十三 銭一 厘	十 三 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	額面 金額 百円 につ き九 十九 円九